

答 申 第 188 号
平成 28 年 6 月 20 日

岐阜市長 細 江 茂 光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩 原 聡 央



熊本県から被災者台帳作成に資する避難者に係る
保有個人情報の提供を求められた場合の対応について

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）
第34条第2項第3号の規定に基づき、平成28年6月17日付け岐阜市防政第58号で意見を
求められました下記事案について、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 熊本県から被災者台帳作成に資する避難者に係る保有個人情報の提供を求められた場合の対応について

(1) 事案の概要

平成28年（2016年）熊本地震により、熊本県内の市町村（以下「被災市町村」という。）の住民（以下「避難者」という。）は、全国各地に避難している状況である。

被災市町村では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の3第1項に規定する被災者台帳の作成等に避難者の個人情報が必要となることから、熊本県から各都道府県を經由して、避難者に関する情報を避難元の被災市町村に提供するよう依頼（以下「本件依頼」という。）があった。

本件依頼を受けて発出された岐阜県の依頼文では、法第90条の3第4項の規定を根拠に、本人の同意なく個人情報を提供しても個人情報保護条例上でも許容されるとしているが、同項の規定は、「市町村長」が被災者台帳の作成のため必要があるときに、被災者に関する情報の提供を求めることができるとしているものである。

本市では、条例第10条第1項において、「法令・・・に基づく場合を除き」、保有個人情報の提供をしてはならないと規定している。

本件依頼は、直接的には法第90条の3第4項の「市町村長」からの依頼ではないが、熊本県内の各市町村から個別に全国の市町村に対して依頼するのは非効率で煩雑であることから、被災市町村の一部からの要請に基づき熊本県が行ったものである。また、実際に熊本県に要請を行っていない被災市町村も本件依頼について当然に把握していると推測できるため、本件依頼は

「市町村長」からの依頼であると解釈できると考えている。

以上から、本件依頼を法第90条の3第4項の規定によるものと判断し、条例第10条第1項の「法令・・・に基づく場合を除き」に該当し、かつ、平成19年8月8日付け答申第7号の4つの基準にも該当するものとして、各部局において保有する避難者の保有個人情報を本来の利用目的以外の目的で利用し、及び被災市町村に提供することについて、意見を求めるものである。

(2) 利用目的以外の目的による利用及び提供を行う保有個人情報

熊本県から依頼があった次の保有個人情報を利用目的以外の目的で利用し、及び提供する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 避難元の住所

オ 現在の居住地及び連絡先電話番号

カ 現在の居住地に同一世帯員が避難している場合は、同一世帯員のアからオまでの個人情報

2 意見

諮問のとおり、本件依頼を法第90条の3第4項の規定による市町村長からの依頼とみなし、避難者に係る保有個人情報を利用目的以外の目的で利用し、及び被災市町村に提供して差し支えない。